

4. 地域における景観認知

「宇和島の段々畑保存・活用計画書」では、地域住民を中心としてワークショップにより、地域住民の対象地域の景観に対する認知が整理されている。そこで、本章では、「宇和島の段々畑保存・活用計画書」からの引用により整理する。

■よりあい講や地元委員の意見による地域における景観認知

○段畑は人間の努力の歴史の積み重ねである

- ・現在でも頻繁に草引きを行うなど、労働に支えられている。
- ・先人の努力のたまものである。（天秤棒で背負ったことによって出来た荷こぶ。20～30年前まではあった。）

○段畑は生活の場である

- ・日当たりの条件としては集落の背面の方が良いが道がついていないので、現在良く残っている集会場の裏手を残していきたい。
- ・若い頃は海へ、代替わりで山（段畑）へ
- ・段畑は老人の良い小遣い稼ぎである
- ・段畑だけに頼った暮らしをしなかったから段畑が残っている

■よりあい講や地元委員の意見を踏まえた課題の整理

○観光客（車、カメラ）

→ 人が訪れ、地域が認められることは誇らしい反面、生活・営農の邪魔になる。

- ・トイレがないが、トイレを設置したとしてトイレ維持の負担を地元が行うことはどうか。（魚見の丘のトイレは遊子漁協友の会のボランティアである。）
- ・来訪者の車が作業の邪魔になることも。
- ・カメラ客が畑にはいることもある。特に雨の後は困る。

○地域の財産へ「ただ乗り」しているという感情

→ 「文化財（文化的景観）」とすることの「メリット」は？

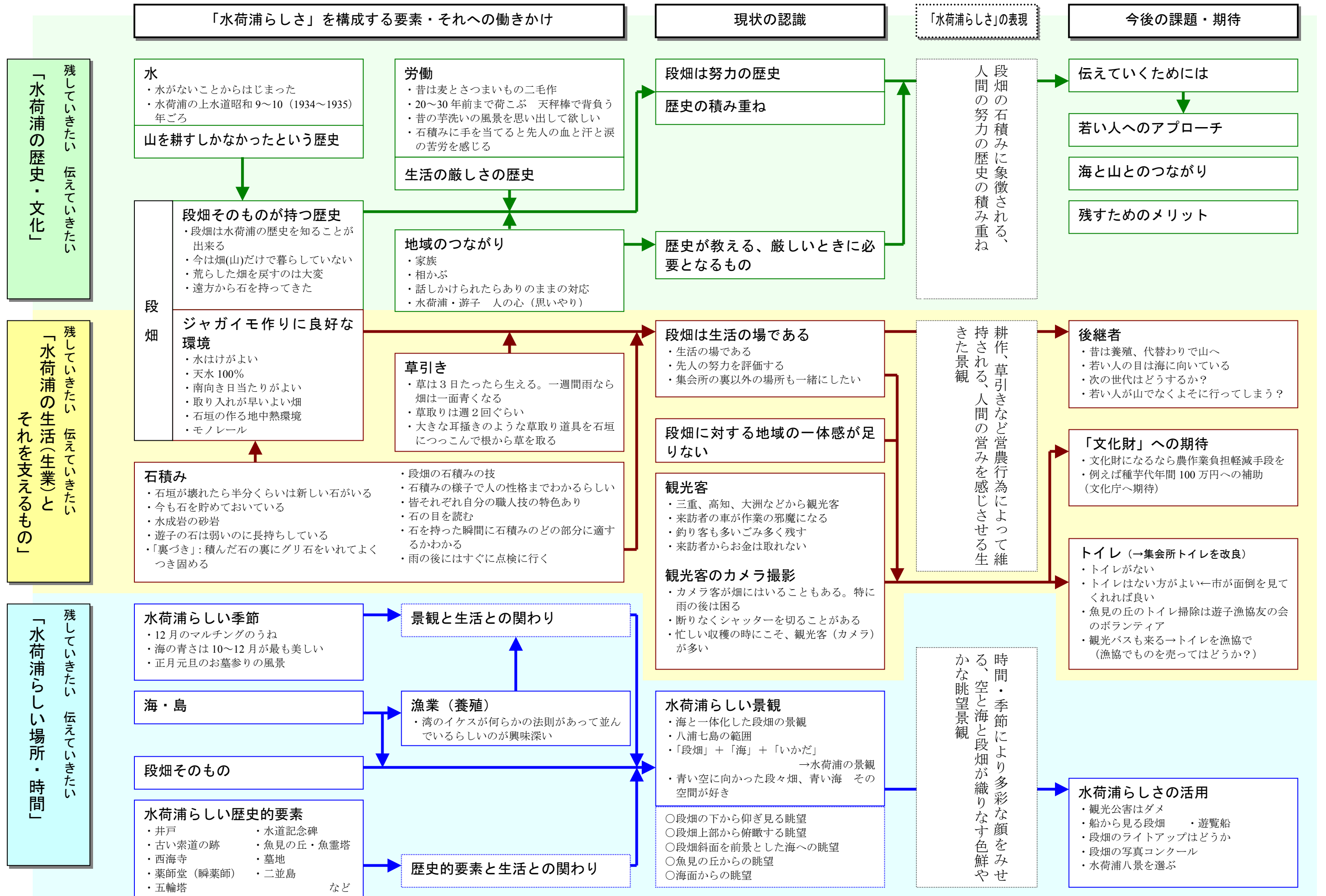
- ・文化財になるなら、農作業負担軽減手段を。（例えば、年間 100 万円の種芋代の負担など）

○後継者

→ 将来的に残していくためには、現役世代へのアプローチが必要

- ・今の世代、その次の世代ぐらいまでは、作業を行ってくれるだろう。（その間は特に地元住民によるガイドなどは不要）
- ・「観光客からお金は取れない」→ 積極的な交流への躊躇
- ・将来的に残すためのメリットを若い人たちに作りたい

■第1回「段畑よりあい講」のまとめ



■農林漁業・農山漁村の多面的機能と住民意識のミスマッチ

文化庁文化財部記念物課監修『日本の文化的景観』同成社、平成 17（2005）年によると、文化的景観とは、「農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態又は固有の風土を表す景観で価値が高いもの」である。愛媛県宇和島市の水荷浦の段畑については、魚つき林の保全も含めて農林漁業を通じた自然と人間の営みにより形成された美しい（文化的）景観といえる。

農林漁業・農山漁村の多面的機能には、土砂崩壊防止、水源涵養、水質浄化、等々といった国土・環境保全機能と、美しい景観の保全、伝統文化の保護、豊かな自然生態系の維持といったアメニティ機能とがある。国民の今後の生活志向が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく転換してきた今日、心の豊かさを具体的に享受できるものとして、2 つの多面的機能のうちアメニティ機能が特に注目されてきている。

水荷浦の段畑を実例として、国民が美しい（文化的）景観から心の豊かさを感じる内容については、地元住民（とくに農家）と都市住民との間には、ミスマッチがみられる。

表 2-II-18 遊子住民と宇和島市民における段畑保存意向の差異（単位：％）

項目	段畑を保存すべきかどうか		保存活動にかかわっていききたいか	
	遊子住民	宇和島市民	遊子住民	宇和島市民
はい	78	94	39	57
いいえ	20	4	59	34
その他	2	2	2	9

表 2-II-18 は、遊子住民と遊子住民を除く宇和島市民とについて、段畑保存意向の差異を示したものである。遊子住民と宇和島市民との意向の差異は、「段畑を保存すべき」の回答は宇和島市民 94%＞遊子住民 78%と「保存活動にかかわっていききたいか」の両方の回答において、遊子住民に比較した宇和島市民の積極的意向が目立っていることである。すなわち、「段畑を保存すべき」の回答は宇和島市民 94%＞遊子住民 78%であり、「保存活動にかかわっていききたい」の回答は宇和島市民 57%＞遊子住民 39%である。なお、「段畑を保存すべき」とした理由は、ほぼ全員が「先人の残した遺産、美しい景観を残したいから」であり、遊子住民の 20%が「いいえ」と回答した理由は、「無理をして若者に継がせたくない」からである。

表 2-II-18 で注目したいのは、遊子住民の「いいえ」の回答が「段畑を保存すべきかどうか」の問いから「保存活動にかかわっていききたいか」の問いにかけて、急増していることである。遊子住民の「いいえ」は 20%から 59%へと 39%増加しているのに対して、宇和島市民の「いいえ」は 4%から 34%へと 30%の増加である。結果として、保存活動への関わりでは遊子住民の 6 割弱が否定しているのに対して、宇和島市民は 3 分の 1 の否定と少ない。

以上、水荷浦の段畑の美しい（文化的）景観、そのアメニティ機能や多面的機能に関する理解は、地元住民よりも宇和島市の市街地住民（都市住民）の方が高い。また、美しい（文化的）景観の保存活動に係りたいという意向が強いのも、都市住民の特徴である。今後は、水荷浦の段畑においても都市農村交流を積極的に推進して、段畑保存活動への都市住民の参加システムを構築し、ボランティア（サポーター）による段畑管理活動を強化すること等が課題である。

5. 景観特性（景観の本質的価値）

（１）価値見解

「水荷浦の段畑」の景観の価値については、以下のように捉えることができる。

『多様で独特の（地域性の高い）生業史の反映としての景観』

厳しい条件と時代ごとの変動の中で行われてきた多大な努力工夫、
積み重ねられてきた知恵・技が自然と呼応して形成されている景観

地域における古くからの自然と人との関係の中でも、文化的景観は「人」側の働きかけの多いものであり、水荷浦独特の地形・気候等の自然条件における制約（渇水・急斜面等）を克服するための多大な努力工夫が生み出した、独自性（地域性）の高さを表している。この、水荷浦の独自性（地域性）の高さを保全していくためにも、その「努力工夫＝労力」を保護、支援を図ることが必要であり、それが景観保全に繋がっていく。

以上のことから、地域の独自性や努力工夫を表す生業史と、それを支えた仕組みに関する有形・無形の資産を含めたものが文化的景観であり、これらを一体的に保全継承していく。

（２）代表的な生業とその変遷を表す資産

１）養蚕

段畑が石積みを導入した契機は、養蚕の拡大である。圧倒されるような石積みの景観が、養蚕のための桑の栽培の拡大を中心に広がった。同様に、その当時に多く建築された民家の屋内ではさかんに蚕飼育が行われ、ベンガラ塗り民家建築はそのためのしつらえを伝えている。

２）水産業

宇和島湾の景観は、美しい海とその中に規則性をもって分布する養殖筏によって特徴づけられる。また、水産業に必要な漁船とその棧橋となる基地筏等の海岸の設備、集落内の魚網や諸道具を収納してきた倉庫等の建築物も関連がある。また、丘陵の頂上部等にあたる魚見地点や山あて地形、魚つき林等の存在も水産業に直結する意味を持つものである。

３）水産加工業（にぼし、さば、真珠養殖）

宇和島湾の資源をもとに、様々な水産加工業が営まれてきた。かつて海岸で行われた「煮干」づくり（にとり）等は、宇和島湾の漁獲をもとに行われ、大きな道具類は集落の端部や海岸沿いに位置する倉庫に収納されていた。

真珠養殖には、海岸の基地筏に接続されて浮かぶ作業小屋が用いられた。

4) サツマイモ、麦、ジャガイモづくり

段畑では、その条件に適合すると考えられる、様々な農作物が栽培されてきた。甘藷、麦は、現在も継承されている地域の食文化に関連がある。民家では、貯蔵のために、大きなイモツボが設けられてある。

(3) 生業を支えてきた仕組み

厳しい労働、低い生産性・経済性にもかかわらず、段畑が維持されてきた要因について、以下のよう
に整理ができる。

- ①山と海の生業の相互補完関連による生活の維持
- ②3代にわたる世代間家族（70・80代—40・50代—10・20代）の協力による村落機能の維持
- ③代々の相続が可能となる地域・農業への愛着
- ④「祈る・働く・遊ぶ」という一体化した日本人の基層による信仰（社寺の祭礼、農・漁儀礼）

段畑は耕作し、労働するしか維持ができないという困難性を持っているが、1980年代からハマチ・真珠養殖と早掘りジャガイモの衰退や家族構成・生計の根本的変化等により農業・漁業の経済的環境が変化し、離村や離農漁による段畑の放棄が進んだ。

現在は、3代の世代間家族の減少により、村落機能が弱化するとともに、段畑での営農についても生活維持のためという目的は薄れてきている。ただ、「段畑を守ろう会」による活動のように、地域への愛着は今も受け継がれており、段畑での保存活動を中心として地域への誇り、自信を醸成し、水荷浦での生業を支えてきた独自の仕組みを継承する。

6. 景観形成上の課題

景観形成上の課題を整理すると以下の通りである。

＜地域景観の核となる段畑景観＞

「水荷浦の段畑」は、本地域の生業史を反映する景観であり、本地域の歴史・文化を語る上で極めて重要な景観である。従って、本地域の景観の核として段畑景観の保全を図る必要がある。

＜海域を含めた景観の一体性＞

本地域の景観は、半島状の丘陵から、麓、海を含む一体的かつ連続的な景観であり、段畑や集落、養殖場など、場所毎に展開する土地利用は互いに関連性がある。従って、景観形成にあたっては、段畑を中心とする周囲の景観を一体的なものとして捉え、検討が必要である。

＜地域の歴史・文化を物語る各種景観構成要素＞

本地域には段畑だけではなく、ベンガラの家屋や納屋、井戸、水源、社寺、小祠等の昔ながらの地域の人々の生活に関わる要素が現在も残っている。これらの各種要素は段畑と一体となって地域の歴史を物語るものであり、また本地域の景観の特色を示す重要な景観構成要素となっていることから、これら各種景観構成要素を適切に保全する必要がある。

＜地域景観に対する建築物や工作物の景観的配慮＞

集落にあっては、ベンガラの家屋など昔ながらの建築物が残る一方で、近年は新たな様式の住居が建設されるなど、家並みの統一感が失われつつある。また、道路沿いに位置する電柱やガードレール、また急傾斜地崩壊対策施設（コンクリートのり枠）などにより、周囲の景観との調和が懸念されるところもある。さらに、海岸の基地筏や作業小屋、海域の養殖筏等は、地域の産業を象徴する要素であるが、これらの整備のあり方を間違えると、地域景観の調和を乱す要因ともなる。従って、これら建築物や工作物について、周囲の景観との調和に配慮した適切な景観誘導が必要である。

＜各種物品の貯留についての景観的配慮＞

本地域の空き地などでは、漁業に係わる各種物品や工事用の資材等が無造作に積み上げられて、長年にわたって放置されているところがあり、地域の景観に大きな影響を与えている。各種物品の整理整頓など、物品の貯留について適切な景観配慮が必要である。

＜景観形成のための仕組みの必要性＞

段畑を始めとした本地域の景観は、営農活動を実施していくことで維持されるものであることから、地域の人々が水荷浦の精神文化と本地域の景観の価値を理解し、行政や地域住民等が一体となって景観形成に取り組むことが重要である。そのためにも景観形成のための体制を含めた、景観形成の仕組みづくりが必要である。

7. 景観形成の基本目標

景観形成の基本目標を以下のように設定する。

(1) まちづくりの将来像

本市の第四次長期総合計画では、本市の将来像として「四国西南地域の中核都市としての役割を果たすとともに、本市の自然の恵みと歴史・文化を活かしたまちづくり」を進めることとしている。

また、宇和島市都市マスタープランでは、計画区域を含む地域（遊子・結出・蔭淵地区）の将来像を「海洋性レクリエーション機能の充実と住環境整備との調和を図った臨海居住ゾーン」と設定し、この将来像を実現するための主要課題として、「自然環境の保全」、「集落環境の改善」、「農地・漁港の整備」を挙げている。

計画区域は、宇和島湾の自然の恵みを受けながら、地域の人々の自然への働きかけと積み重ねにより、ハマチや真珠等の養殖やばれいしょ等の段畑における農業が基幹産業として営まれてきた地域であり、段畑の景観に見られるように、自然と人々の関わりが地域の特色をかたちづくっている。

従って、計画区域では、海洋性レクリエーション機能の充実も含め、宇和島湾の自然と漁業や農業等の地域産業の活性化を図りながら、良好な生活環境を実現するまちづくりを目指すものとする。

＜まちづくりの将来像＞

宇和島湾の自然と人々の生活の歴史を活かしながら、
良好な生活環境の実現を図るまちづくり

(2) 景観形成の基本目標

「水荷浦の段畑」は、多様で独特の（地域性の高い）生業史の反映としての景観であり、厳しい自然条件と時代ごとの変動の中で営まれてきた多大な努力や工夫、積み重ねられた知恵・技が自然と呼応して形成された景観である。

また、段畑の成立が、江戸時代の鰯網に関わっているという歴史的背景を持つこの地域にあって、漁業あつての段畑という基本は現在も同様であり、景観形成を考える上では海域を含めた周辺地域を一体として検討する必要がある。

一方、計画区域の景観は地域の生業の反映としての景観であるがゆえ、本景観は段畑の農業や海域での漁業が継続して営まれていることにより、はじめて成り立つ景観であり、景観の後世に継承していくためには、農業や漁業を恒久的に維持する必要がある。また、社会経済活動や人々のライフスタイル等の変化を背景に、集落や海岸等に位置する住宅等は昔ながらの形態とは異なるものや派手な色使いのもの見られたり、また空き地には各種物品が放置されているなど、景観としての調和が乱れているところもある。

従って、計画区域の景観形成にあつては、農業や漁業等の地域産業の活性化を図りながら、景観を構成する建築物や工作物等を適切に誘導し、地域が一体となって景観形成を進めるものとする

＜基本目標＞

地域の生き活きとした生業を前提としながら、
段畑を活かした地域色豊かな景観づくり

8. 基本方針

景観形成の基本目標を実現するため、景観形成上の課題を踏まえ、以下のような基本方針に基づき景観形成を実施する。

①地域の歴史や文化を物語る段畑及びそれと一体となった景観の保全

段畑の景観を核として、それと一体となって景観を形成する海や雑木林、ベンガラの家屋、社寺など、地域の歴史や文化を物語る景観構成要素を保全する。

<営農活動を基本とした段畑の保全>

- ・段畑による営農活動を維持していくことにより、段畑景観の保全を図る。
- ・除草など継続的な維持管理を行うとともに、段畑の補修にあたっては、できるだけ昔ながらの段畑の構造や素材を尊重し整備を図るものとする。

<段畑景観との調和に配慮した営農施設の整備>

- ・営農活動に必要となるモノレール等の各種施設等については、規模や色彩など段畑景観との調和に十分配慮したものとする。

<段畑と一体となって大景観を構成する要素の保全>

- ・段畑周辺の雑木林については、できるだけ保全を図るものとする。また、今後の農業の動向を見ながら、過去に段畑として利用されていたところなどについては、段畑の復元も検討する。
- ・海域については、水質の維持・改善に努める。

<昔ながらの地域の歴史・文化を物語る要素の保全>

- ・ベンガラの家屋や納屋、社寺など、地域の生活に密接に関わる各種関連要素の保全を図るとともに、老朽化・破損しているものなどについては、昔ながらの構造や仕様等に十分配慮し、補修・再生を行う。

②景観との調和に配慮した建築物や工作物等の適切な誘導

集落としての統一感や地域景観全体としての調和を図るため、一般の住居、道路等の公共施設、養殖筏や作業小屋、物品の集積などについて適切な景観誘導を図る。

<地域全体の調和や統一感に配慮した潤いのある集落景観の創出>

- ・ベンガラの家屋などとともに、一般住居などの建築物については、地域全体の景観的な調和や家並みの統一感に配慮し、規模、形態・意匠等に十分に配慮するとともに、周辺の樹林と一体となった潤いのある集落景観を創出する。

＜周辺景観との調和に配慮した公共施設の整備＞

- ・道路や道路整備に伴う擁壁、ガードレール等の道路附属物、コンクリートのり枠等の急傾斜地崩壊対策施設、護岸や栈橋等の漁港施設などの各種公共施設については、安全性や利便性だけでなく景観にも十分配慮することとし、形態・意匠を工夫するなど周辺景観との調和に努める。

＜地域性の表現と景観調和に配慮した漁業関連施設の誘導＞

- ・基地筏や養殖筏、作業小屋などの漁業に係わる各種施設については、地域性を象徴するものとして尊重しながら、形態・意匠にも配慮し地域全体の景観調和に努める。

＜整理整頓を基本とした物品集積への配慮＞

- ・空き地や漁港に積まれた各種物品等については、できるだけ整理整頓に努めるものとし、雑然とした印象とならないよう配慮する。

＜その他各種工作物等の適切な景観誘導＞

- ・上記の他、今後の開発等により出現が懸念される屋外広告物やアンテナ等の各種工作物等についても、地域景観との調和に配慮した適切な誘導を図る。

③地域が一体となった景観形成のための仕組みづくり

各制度を適切に活用しながら、地域の自主的な取組みを基本とした景観形成のための仕組みづくりを行う。

＜景観管理組織の構築＞

- ・景観形成を地域住民が自主的に取り組んでいくため、既存の管理組織（「自治会」や「段畑を守ろう会」）を基本とした景観管理組織を構築することを検討する。

＜「景観協定」制度の活用＞

- ・今後必要に応じて、地域住民の合意により景観形成に関する事項を協定する「景観協定」の制度を活用し、自主的な景観形成を行うことを検討する。

＜その他各種制度の活用＞

- ・景観形成は様々な主体の参画が重要であることから、今後、必要に応じて行政や地域住民だけでなく農業・漁業関係団体や観光関係機関など、多くの主体が計画区域の景観形成について協議を行う「景観協議会」の制度の活用を検討する。
- ・後述する景観重要建造物や景観重要樹木の管理、景観形成に関する相談など、必要に応じ「景観整備機構」の制度の活用を検討する。

表 2-Ⅱ-19 主要な構成要素に対する施策の展開方針

単位	構成要素		施策					その他の施策
			景観形成基準による誘導	景観重要建造物等の指定による保全	屋外広告物についての基準による誘導	景観重要公共施設の指定による誘導	景観農振計画による誘導	
1. 丘陵	①段畑	A. 畑、石垣、石段、通路	●	○			○	・ 農用地区域による農地の保全 ・ 重要文化的景観の申請
		B. モノレール	●				○	
	②雑木林		●				○	・ 農用地区域としての担保 ・ 魚付き林として機能している林は、緑地担保方策の検討
	③墓地	A. 擁壁、塀	●					
		④急傾斜地崩壊対策施設（コンクリートのり枠）	▲					
	⑤ 魚見の丘	A. 魚霊塔		○				
		B. その他工作物	●					
2. 丘陵の麓部	①集落	A. 一般の住宅等の建築物や工作物	●					
		B. ベンガラの民家・納屋	●	○				
		C. 石段、路地、参道、井戸、水源	●	○				
		D. シンボリックな樹木等	●	○				
	②社寺・小祠（海域の竜王島を含む）		●	○				・ 薬師堂：文化的景観における届出対象として指定
3. 海岸・海	①道路	A. 道路（附属物を含む）				●		
		B. 占用物件				●		
	②漁港	A. 漁港施設				●		・ 海岸保全区域による海岸の保全
		B. 占用物件（基地筏、養殖筏、作業小屋、物品等）				●		
		C. 海（水質）				●		
4. その他	①送電線鉄塔や電柱及びその電線路、アンテナや鉄柱その他これらに類するもの		●					
	②屋外広告物				○			・ 屋外広告物条例の制定

●：本計画で基準を設定し、誘導を図るもの。

▲：本計画では当該施設の基準は設定しないが、新たな整備や補修等の際には、施設管理者に景観形成基準に準じて景観に配慮するよう協議を求めることを想定しているもの。

○：本計画では基本的な事項のみを設定し、今後、本計画に基づき策定する各種基準や計画等により誘導を図るもの。